

平成27年12月21日

三鷹市議会議長 後 藤 貴 光 様

厚生委員長 大 城 美 幸

厚生委員会管外視察結果報告書

本委員会は、平成27年度管外視察を下記のとおり実施したので報告いたします。

記

1 視察期日

平成27年10月26日（月）から10月27日（火）まで

2 視察先

坂出市（香川県）、名古屋市（愛知県）

3 視察項目

(1) 認知症初期集中支援チーム（坂出市）

本市では、認知症の高齢者等が住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせるまちづくりを進めるために、「認知症にやさしいまち三鷹」の推進に取り組んでいる。

具体的には認知症に対する意識啓発のために、地域包括支援センター・関係市民団体と協働し、キャンペーン、講演会やパネル展、認知症サポーター養成講座を開催している。また、「もの忘れ相談シート」を活用するとともに、認知症施策の検討及び推進を行う認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患医療センターに指定されている医療機関と連携して、認知症の早期発見・早期診断のための体制整備を進めているところである。

そこで、本市議会としても、認知症の早期発見・早期診断のための体制整備の参考とするため、先進事例の視察を行った。

(2) NPO法人による住民参加型の生活支援サービスの取り組み（名古屋市）

本市では、高齢者一人一人が、いつまでも健康で生きがいを持ち、住みなれた地域で安心して生活を送ることができる地域社会の実現に向けた取り組みを進めている。

特に、三鷹市高齢者計画・第六期介護保険事業計画においては医療・介

護・福祉の多職種の連携を深めながら、認知症施策や在宅医療と介護の連携、生活支援サービスの充実・強化を図り、医療・介護・予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステムの構築」に向けて、総合的な取り組みを進めているところである。

そこで、本市議会としても、今後の地域包括ケアシステムの構築の参考とするため、先進事例の視察を行った。

4 出張者

(1) 厚生委員

大城 美幸、宍戸 治重、大倉あき子、小俣美恵子、伊東 光則、
岩見 大三、野村 羊子

(2) 同行職員

健康福祉部調整担当部長・保健医療担当部長 濱仲 純子

(3) 随員職員

議会事務局議事係書記 岡田 有司

認知症初期集中支援チーム

1 取り組みの目的及び経緯

坂出市の人口推移は年々減少傾向にあるが、高齢者人口については増加傾向にある。今後の高齢者人口については平成29年が最も多くなると推定しているが、85歳以上人口及びそれに伴う要介護認定者数については増加していくと推計されている。また、日常生活圏域ニーズ調査及び基本チェックリストの結果より、認知症または認知症のおそれがある高齢者は4,899人で、65歳以上の約3.5人に1人の割合と推定されているところである。

厚生労働省は、「認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けることができる社会」の実現を目指すため、認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）及びオレンジプランを引き継ぐ認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）を策定し、取り組みを実施している。

坂出市においても新オレンジプランの示す「7つの柱」に基づき事業を展開しており、その1つとして、早期に認知症の鑑別診断が行われ、速やかに適切な医療・介護等が受けられる初期の対応体制が構築されるよう、「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センター内に設置し、平成26年11月より活動を開始しているところである。

2 認知症初期集中支援チームの概要

(1) チーム員

- ア 認知症サポート医
- イ 保健師
- ウ 作業療法士
- エ 看護師
- オ 介護福祉士

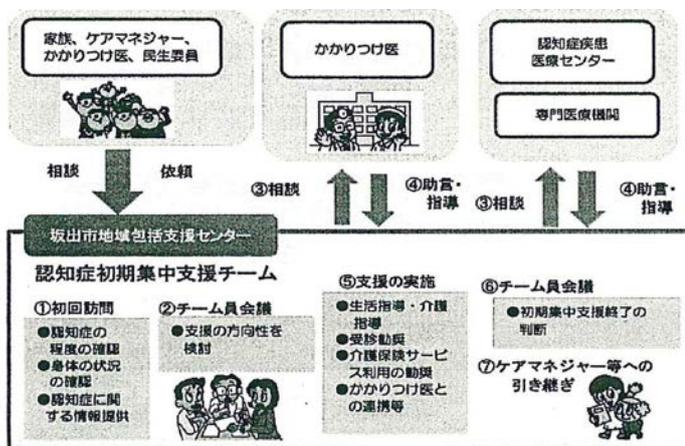
(2) 事業内容

- ア 普及啓発推進事業
 - (ア) 地域への周知
 - (イ) 関係機関への周知
- イ 認知症初期集中支援の実施
- ウ 認知症初期集中支援チーム検討委員会の設置

(3) チーム体制

【平成26年度】

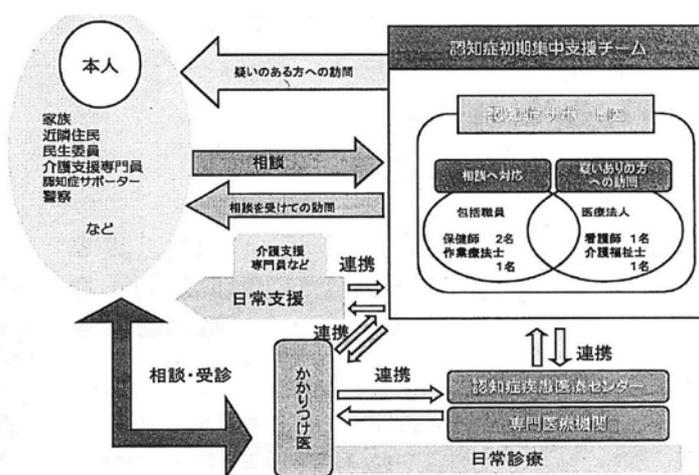
坂出市における認知症初期集中支援チームは、設置当初、認知症サポート医1名、保健師2名の計3名の体制で開始された。当初の体制は家族やケアマネジャー等からの相談を受けてからチーム員が訪問し、かかりつけ医や専門医療機関からの助言・指導に基づく支援を行い、医療・介護に引き継ぐという形であった。



坂出市提供資料より

【平成27年度】

平成27年度からは、従前の体制に加えて、基本チェックリスト及び日常生活圏域ニーズ調査の結果により認知症の疑いがあると認められた高齢者に対し、相談を受ける前にチーム員が訪問をしているところである。こうした認知症の疑いがある高齢者への訪問については認知症サポート医が在籍する医療法人に委託をする形態をとっており、看護師及び介護福祉士が新たにチーム員として加わっているところである。



坂出市提供資料より

(4) 予算 (単価)

ア 認知症サポート医

(ア) 訪問 10,000円/件

(イ) チーム員会議 5,000円/回

イ 看護師、介護福祉士

(ア) 訪問 6,500円/半日

(イ) チーム員会議 2,500円/回

3 認知症初期集中支援チームの効果

認知症高齢者本人について必要な治療やケアを受けることができるだけではなく、家族等が認知症初期集中支援チームとかかわりを持つことにより、認知症について正しく理解し、介護の仕方等がわかるとともに、相談のしやすい体制が構築されている。これにより、早い段階から専門職がかかわり、適切な支援を受けることで本人や家族の不安が軽減され、在宅での生活が継続できるようになっているところである。

4 今後の課題

現在の体制においては認知症初期集中支援チームに専従しているチーム員はならず、他の業務と兼務する形となっており、本来であれば訪問することが望ましい場合であっても電話での対応とならざるを得ない等の現状がある。認知症初期集中支援チームに専従する職員を配置することができる体制の構築は今後の課題である。

また、かかりつけ医等との情報交換のあり方については不十分な部分があると認識しているところであり、今後のさらなる医療機関との連携について検討をしているところである。

◎ 主な質疑

- ・ 認知症初期集中支援チーム員による高齢者宅への訪問に係る基本的考え方について
- ・ 初回訪問後における医療等との連携のあり方について
- ・ 今後の職員体制等に係る基本的考え方について
- ・ 認知症の症状、予防に向けた取り組み等の市民への周知のあり方について
- ・ 認知症高齢者の現状と今後の対応の方向性について

◎ 主な提供資料

- ・ 坂出市における認知症の早期診断・早期対応の取り組みについて
- ・ さかいで認知症ほっとナビ

名古屋市

NPO法人による住民参加型の生活支援サービスの取り組み

1 地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組み

名古屋市を初めとする都市部においては、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）までに、他の地域と比較して急激に高齢化が進み、特に75歳以上の高齢者のほか、ひとり暮らし高齢者や、高齢者のみで構成される世帯、認知症である高齢者が急増すると見込まれている。

2025年をめどに、重度な要介護状態となっても、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制、すなわち「地域包括ケアシステム」を構築することが求められており、名古屋市でも3年ごとの介護保険事業計画の策定・実施を通じて、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいるところである。

こうした中、名古屋市では地域包括ケアシステムを構成する要素の1つである生活支援サービスの充実に向けて、高齢者サロンの充実及び地域支えあい事業（地域力再生による生活支援推進事業）の2点を柱として取り組んでいるところである。

2 高齢者サロンの充実

(1) 事業の目的及び経緯

孤立しがちな高齢者が気軽に集まり、地域住民とともに楽しく過ごすことを通して、介護予防と地域の関係づくりを進めることを目的として、高齢者サロンの増加を図っている。

平成27年度からは、ふれあいいきいきサロン整備助成金を開始し、一定の条件を満たす高齢者サロンに対して、開設経費の助成、運営費の助成を実施している。

(2) ふれあいいきいきサロン助成金の概要

	開設助成金	運営助成金
内容	サロン開設に際し、必要な物品購入経費に対する助成	サロン運営の実績に対する助成
参加対象	名古屋市内在住の高齢者、障がい者、子育て中の親子等、地域住民誰でも参加対象とすること	
実施場所	コミュニティセンター、集会所、社務所、福祉施設など地域の身近な場所	
実施回数	月1回以上、定期的に	月2回以上、定期的に

参加人数	5人以上	①5人以上（小規模） ②25人以上（大規模）
助成額	50,000円	①月2,000円（小規模） ②月10,000円（大規模）
申請の条件	地域団体、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉施設、企業等、 多様な活動主体が営利を目的とせず実施する場合	

(4) 事業の成果と今後の方向性

一定の助成金が出ることにより従前と比較してサロンを開設しやすくなったこともあり、平成27年7月末時点で約400カ所の高齢者サロンが整備されているところである。

引き続き、身近で気軽に利用ができる高齢者サロンの効果を再認識し、地域住民が主体的に開設・運営できるよう、NPO法人、協同組合や社会福祉協議会等と連携して、支援のあり方を検討し、開設箇所数をふやすことを今後の方針としている。

3 地域支えあい事業の概要

(1) 事業の目的及び経緯

高齢者の「ちょっとした困りごと」を、地域の元気な高齢者を中心とする多様な主体による互助によって支援することにより、要支援高齢者等が可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、事業の実施を通じて、住民同士の支え合いの意識の高揚と地域福祉の向上を図ることを目的とする事業である。

本事業は、平成19年度から「シルバーパワーを活用した地域力再生事業」として開始し、平成26年度から現在の事業名へと変更して実施されている。

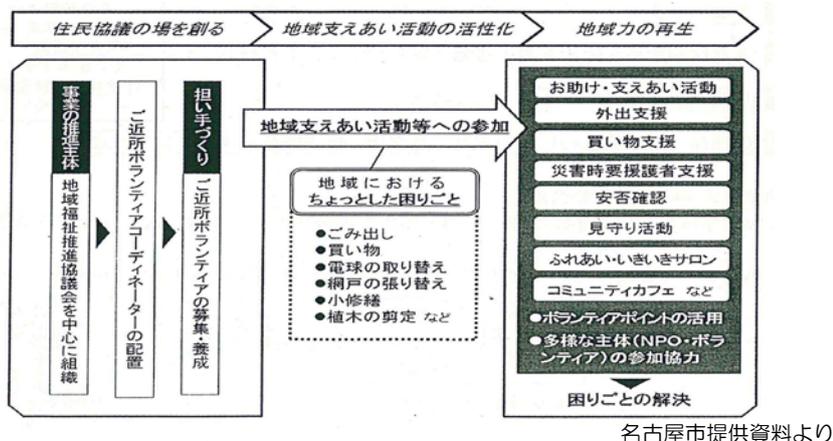
実施学区数は、平成20年度4区8学区だったところが年々増加し、本年は12区50学区となっている。

(2) 事業の概要

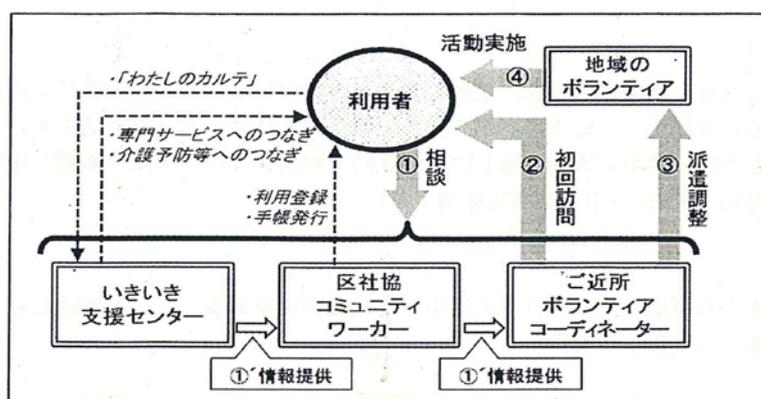
ア 実施主体

名古屋市（事業委託者：社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会）

イ 事業の展開イメージ



ウ 活動のイメージ



エ 地域支えあい手帳

区社会福祉協議会は、生活支援サービスを継続的に利用する利用者に対して利用手帳を発行し、原則として実費負担金として年間300円を徴収する。手帳には利用状況の記録、活動者の連絡、からだところの健康チェック等、さまざまな内容が記録される。

オ ボランティアポイント

各学区の定めた認定事業の活動に参加した場合に、その活動に応じてボランティアポイントが付与される制度。貯めたボランティアポイントは、年度末に500ポイントを上限として1ポイント10円で精算され、団体への寄附、現物（授産製品）還元、現金還元から選ぶことができる。

(3) 実施状況

	実施区数（区）	実施学区数（学区）
H20	4	8
H23	8	24
H26	12	44
H27	12	50

(4) 事業の成果と今後の方向性

名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中では、平成29年度に実施区数を市内全16区とする計画であるが、前倒しで平成28年度には全市において実施することも視野に入れ、取り組みが進められているところである。

4 NPO法人介護サービスさくら

(1) 法人概要

NPO法人介護サービスさくらは、くらし助け合い活動や介護保険事業などを通し、地域に貢献し、より豊かな市民社会の実現を目的として、昭和63年8月、前身である有償ボランティア「ムライ介護サービス」として設立した。その後、平成3年に介護サービスさくらと改称し、平成12年にはNPO法人の認証を受けて活動を行っている。

現在はくらし助け合い活動を初め、小規模多機能型居宅介護、グループホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を併設した複合施設「さくら一番館」の運営、訪問介護等、多岐にわたる活動を展開している。

(2) くらし助け合い活動

ア 活動内容

移送サービス、庭の草取り、買い物支援等の介護保険では担えない部分の生活支援を行っている。取り組みに当たっては、協力会員（ヘルパー）による支援を得ているところである。

イ 利用料金等

入会金	1,000円
年会費	個人 6,000円 法人・団体 10,000円
利用料	1,250円/時間 ※時間外割増等あり

(3) 居場所づくりの取り組み

ア 古民家を活用したデイサービス

イ サロン運営への参画

ウ およこ広場

エ 居酒屋ぼちぼち横丁

(4) 今後の方向性

当該NPO法人が取り組んでいる活動内容は地域包括ケアシステムを構成するさまざまな要素にかかわっているところである。その中でも上述のような居場所づくりの取り組みにおいては、いつ行ってもよく、いつ帰ってもよい、毎日通える居場所づくり、いわゆる居場所の日常化を目指しており、引き続き、

日常的に利用できる居場所づくりに取り組んでいく方針である。

◎ 主な質疑

- ・市民に対する各種制度の利用促進に向けた周知のあり方について
- ・生活支援の担い手育成に向けた取り組み等について
- ・地域支えあい事業におけるボランティアポイント導入に至った経緯等について

◎ 主な提供資料

- ・名古屋市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画「はつらつ長寿プランなごや2015」
- ・地域包括ケアシステムの構築・介護保険制度改革への対応
- ・～あなたもまちもいきいき！～ふれあいいきいきサロン整備助成金
- ・サロン何でも相談所
- ・地域支えあい事業（地域力の再生による生活支援推進事業）の概要
- ・みんなで参加する助け合いの地域づくり
- ・あなたの街に介護サービスさくら
- ・優しい時間が流れる居場所さくら一番館

〔最後に〕

以上、調査事項について資料等による説明、施設の視察、各委員の質疑等によって判明したことを含め、視察の概要を記した。

なお、視察項目の設定に当たっては、前述のとおり本市における現在の行政課題等を念頭に行ったものである。

また、視察時間を有効に活用するため、事前に視察項目に関する資料を収集し、本市事業との比較、検討を行った上で視察に臨んだ。

本委員会は、これらの成果を今後の委員会活動はもとより、市行政に反映させていくことを確認し、管外視察の結果報告とする。